人権企第１２９５号

令和２年７月２０日

大阪府人権施策推進審議会　会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　　吉　村　洋　文

諮　　　問　　　書

　大阪府では、大阪府人権尊重の社会づくり条例（平成１０年大阪府条例第４２号。以下「条例」という）及び大阪府人権施策推進基本方針（平成１３年策定）を基本に、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、人権施策を推進しているところです。

　この間、社会情勢や価値観は大きく変化し、人権課題が複雑多様化しています。

こうした動きに的確に対応するため、今般、人権施策の総合的な推進に必要な事項を定めた大阪府人権施策推進基本方針を見直すことにしました。

このため、条例第５条第２項の規定により、大阪府人権施策推進基本方針の変更について貴審議会の意見を求めます。